

高畑 柊子

学位の種類 博士（法学）

学位記番号 法博第135号

学位授与年月日 平成31年3月27日

学位論文題目 フランス越権訴訟における取消判決の法理論

論文審査委員（主査）教授 飯島 淳子

教授 中原 茂樹

教授 北島 周作

論文内容の要旨

本論文は、取消判決後に生じる行政の行為規範にかかる法的構成の解明を試みたものである。我が国の解釈論上の基礎理論に対する相対的視座の獲得のため、本論文は、フランス越権訴訟を考察対象とし、行政の義務を導き出す正当化論理、義務の具体的内容、それを担保する統制手法という視角から分析を行っている。

フランス法に着目する理由は以下の三点にある。まず、彼の国では、請求認容判決が言い渡されることにより、行政はその執行（exécution）を義務付けられるということが、取消判決に内在する固有の効力として語られる。立法によって付与された特別の効力という我が国における位置づけとの相違は明らかである。さらに、執行義務の内容には、我が国では異論も少なくない原状回復義務をも当然に含むと解されている。越権訴訟の対象に、命令（行政立法）制定行為が含まれること、および日本の事情判決のような制度がないことを想起すれば、この解釈の重みは想像に難くない。このように豊富な内容を擁する執行義務は、他方で、その限界をも正面からとらえ、具体的な法規範を描き出している。我が国における拘束力の正当化論理がその内容や限界を画する基準たりえていない一方で、フランスでは、確固たる正当化論理を基礎に、緻密な判例法理による枠づけがなされているのである。最後に、彼の国は、義務付け訴訟という独立の訴訟類型を設けることなく、しかし、取消判決の効力を担保するための多様なコントロール手法を生み出してきた。行政の諸行為を拘束力違反で問うという局面において、学説における議論を深化させるに足る判決例の蓄積

が十分ではない我が国とは異なり、フランス法は、さまざまなレベルでの統制規範の構築に成功している。

かくして、本論文は、フランスにおいて、行政に対する取消判決の効力が法規範として成立し、発展してきた過程を辿ることによって、取消判決から行政の行為規範を導出する法的構成をつかみ出すことを目指す。このことは、日本における判決後の行政の行為規範の法的把握を目的とする研究の一端をなすが、本論文はフランス法に内在的な法理論の抽出に専心する。

まず、序章において、フランスにおける判決の効力の前提知識を確認したうえで、第1章では、20世紀以降の判例・学説に先立つ法状況を描く。第1節では、留保裁判において、裁判官による取消と行政官による取消とが混然一体となっており、コンセイユ・デタの取消判決は、行政権の最高機関である国家元首によって権威づけられていたことが確認される。第2節では、1872年法により、真の判決としての価値を有するようになったコンセイユ・デタの判断であったが、立法者の意図とは裏腹に、越権裁判官がかつての権限を控えるという実態と、それを擁護した学説との関係が明らかとなる。コンセイユ・デタ判決が行政に及ぼす権威はあくまでも道徳的なものであり、法的なものではない。それゆえ、越権裁判官が法的な権威をもって、命令し、強制し、違法をサンクションすることは当然許されない。このような既判事項の権威の低下と裁判官の権限の縮減という法状況を正当化したのは、裁判官としての自立そして越権訴訟としての自立の必要性である。20世紀の判例・学説は、これらの法状況と正当化論理の克服を目指すことになる。

第2章第1節では、20世紀に入り、取消判決後の行政の諸行為に対し、行政裁判官が、一方で取り消し、他方で、それに基づく損害の賠償を命じることから始まる古典的裁判統制が分析される。行政は、一方で、取消判決の主文のみならず、主文に不可欠の支柱をなす判決理由に反する行為をなしてはならず、他方で、行政は遡及的に取り消されたことを前提として、しかるべき現状を回復しなければならない。既判事項を上位法規範と位置づけることにより、越権裁判官は、行政の諸行為を適法性審査に服せしめることに成功する。第2節では、しかし20世紀中葉の学説がさらに問題意識をすすめ、法解釈にとどまらない立法政策をも提案していくありようが描かれる。彼らのロジックの基礎には、19世紀末の抑制的裁判統制を支えた活動行政と行政裁判の分離独立原則の再考・再定位があり、20世紀後半の法制度へと結実していくことになる。

第3章は、実定法制度の解釈という視角から、裁判的統制を分析した第1節と、非裁判的統制を分析した第2節とに分かたれる。そこでは、予防的コントロールによる古典的裁判統制の変容と裁判外での統制手法の登場を確認することができる。後者はフランスにおける統制手法を特徴づけるものであろう。前者すなわち統制手法の強化を企図して設けられた裁判的統制は、その運用において、行政に課される義務の拡大という結果を招来している。とりわけ1995年法に基づく事前のアンジョクシオン裁判官による自らの権限の拡張的解釈によって、かつての判例法理はその一部において、修正を被ることになる。他方で、アンジョクシオンをはじめとする多様な統制規範の理論的基礎はなおも、適法性審査のための越権訴訟という枠組みのなかに見出されていることも明らかとなる。

本論の最後、第4章は、以上の法理論を、一方で強化し、他方で柔軟なものとする現代的潮流を見つめる。第1節でとりあげる有効化法律への統制では、なによりもまず、関係主体の広がり気づかされる。これまで行政裁判所と活動行政の二面関係において論じられてきたが、その関係に実際上大きな影響を及ぼしうる主体、すなわち立法府をも、判決の執行という上位概念を梃子に、統制の対象に含めていくことになる。さらに、裁判的統制の主体にも変化が表れる。有効化法律の統制において主役級の働きをみせるのが、欧州人権裁判所とフランス憲法院であった。続く第2節では、一見局面が大きく変わる。越権訴訟において取消の遡及効が制限されうることを明らかにした近時のコンセイユ・デタ判決の分析がその主題である。大きな可能性とリスクを併せ持つこの判例法理は、有効化法律の統制と、問題意識および法的構造を共有していることが確認される。これらの考察に基づき、終章では、序章で示した問い、すなわちフランス越権訴訟における既判事項の権威の正当化論理、具体的内容、それを担保する統制手法の三点につき、一定の解が示される。まずもって、既判事項の権威を基礎づける理念は、適法性の原理（*principe de légalité*）であった。それはすなわち、越権訴訟の枠組みに基づくコントロールの選択を意味している。このような意味において、越権訴訟と全面審判訴訟の区別は、コントロール手法を正当化するものとして位置づけられる。そして、こうしたフランス法の構造は、我が国の議論が専ら原告の権利利益の保護に基づく実体法的構造であるのに対し、際立った特徴を示している。つぎに、義務の内容に関しては、既判事項の権威の客観的範囲に関する厳格な態度と、具体的・現実的な他の権利利益への尊重に基づく既判事

項の権威の緩和の傾向が看取される。前者では、我が国における拡張の議論とは異なり、まさに適法性審査の帰結という論理性が貫かれており、後者では、具体の審査に基づく具体の執行措置の明示の必要性を背景にした概念の精緻化がうかがえる。最後に、これらの義務を担保するための手法については、裁判的統制の黎明期を経て、行政的統制への傾倒の時代に至ることが一方で確認され、しかしフランス法が再度裁判官による統制を選び取るありようを見出すことができる。以上のフランス法の理論は、判例の積み重ねを欠き、一定の視座に基づく学説のみにより支えられている我が国の法解釈にとって示唆に富んだものであると結論付けられる。

論文審査結果の要旨

本論文は、フランス越権訴訟における取消判決の「既判事項の権威 (autorité de la chose jugée)」に焦点を当て、越権訴訟の起源 (1826 年) から今日に至るまでおよそ 2 世紀にわたる判例 (主にフランスの最高行政裁判所であるコンセイユ・デタの判例)・学説・法制度の展開を通して、その基底に通貫する「適法性の原理 (principe de légalité)」のありようを分析したものである。

第一に、本論文は、既判事項の権威を確立してきたフランス法を研究対象として取り上げ、包括的な考究をもとに、フランス法の基底に、(全面審判訴訟と区別される)越権訴訟の「適法性の原理」ないし(実体法的構造と対置される)訴訟法的構造が横たわっていることを導出したものである。そこでの作業は、越権訴訟の成立時から今日に至るまでの膨大な判例の網羅的分析を柱としているが、判例と協働しながら法理論を形成してきた主要な学説を明瞭に位置づけ、ポイントとなる法制度(活動行政と行政裁判の分離原則を定めた 1872 年 5 月 24 日法律、アンジョクシオン制度を導入した 1995 年 2 月 8 日法律等)についても、制定過程における論議を的確に跡づけている。本論文は、相対的な視座の獲得に果敢に挑戦し、丹念な解釈論を積み重ねることで、判決効の基礎理論の深化あるいは見直しに向けた再検討をせまる貴重な成果であるといえる。

第二に、本論文は、取消判決後に生じる行政の義務を、「正当化論理」、「具体的内容」および「統制の仕組み」という視角設定の下で、体系的に解明しようとするものである。かかる視角設定は、錯綜した判例・学説を「適法性の原理」という俯瞰的視点から再構成することによって、本論文を全体として見通しの良いものとしている。わが国の学界で検討の必要性が認識されながらも未開拓であった領域(コンセイユ・デタ調査部による執行援助、有効化法律の統制にあた

っての欧州人権裁判所・憲法院・コンセイユ・デタ間での「裁判官の対話」等)もまた、全体の流れのなかに位置付けられ、意味付けられている。

第三に、本論文は、判例の緻密な分析から判例法理を抽出するミクロの構想力と、2世紀にわたる判例の展開を(章立てに対応する)4つの時期区分を通じた“ストーリー”に仕立てるマクロの構想力とを兼ね備えている。前者については、例えば、1995年2月8日法律によって生じた判例法理の変化について、事案を類型化した上で、行政の義務の拡大と行政の義務の縮減という一見して相反する傾向を抽出し、このことについて、「判決の執行が侵害しうる他の権利利益の個別具体の配慮に基づく判断の積み重ね」を粘り強く読み解き、「判例は第三者の既得の権利保護を既判事項の執行より優先する」という法理を抽出している。後者については、4つの時期を適切に区分することによって、理論形成の法的基盤が段階を追って形成されていく様相を鮮やかに描き出し、論点の所在の移動を明瞭にすることに成功している。

本論文は、フランス法の分厚い営為に正面から取り組むことによって、わが国における判決効の基礎理論にも資するところ大であり、その理論水準を押し上げることに大きく貢献することが期待できる研究である、と評することができる。

以上により、本論文を、博士(法学)の学位を授与するに値するものと認める。